

年金受給者 各位

神奈川県貨物自動車厚生年金基金解散のお知らせ（解散に伴う年金支給の変更等について）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より、当基金の運営にご支援、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当基金は、厚生年金基金制度の見直しを柱とした改正法の成立に伴い、平成 26 年 2 月の代議員会で解散方針を議決し、解散認可申請に向けた事務を進めて参りましたが、このたび、国の解散認可を得て平成 28 年 1 月 27 日に解散いたしました。

当基金の解散に伴い、これまで当基金からお支払いしておりました、あなた様（在職中のため年金が全額支給停止となっていた方を含みます。）の年金は、厚生年金保険法に基づき以下のように取り扱われることとなりましたのでご連絡申し上げます。

何卒諸般の事情をご賢察下さいますようお願い申し上げます。

なお、基金解散後は清算事務局として引き続き現在の基金事務局で清算業務を行いますので、清算終了までの電話番号等の連絡先につきましては、これまでと同様となります。

末筆ながら、皆さま方には多大なるご協力とご支援を賜り、誠にありがとうございました。
謹んで御礼申し上げます。 敬具

神奈川県貨物自動車厚生年金基金
代表清算人 筒井 康之

① 基金解散による年金給付等の変更について

基金解散認可月の翌月分（平成 28 年 2 月分）からは、代行部分（当基金が国の年金を代行してお支払いしていた部分）に相当する年金については、厚生年金保険法に基づき、国（日本年金機構）から支給されます^{※注}。なお、当基金の独自給付であるプラスアルファ部分、加算部分については、給付されないこととなります。

※ 注について：

基金解散認可月の翌月分より国（日本年金機構）から支給される「代行部分」は厚生年金保険法に基づく給付となるため、下記の通りとなりますことにご留意ください。

- (1) これまで当基金から年金を受けておられた方でも、加入期間不足等で国の老齢年金を受けることができない場合は支給されません。
- (2) 遺族年金・障害年金を受給されているため、国の年金の全額または一部が停止されている場合は、「代行部分」についても同様に停止の対象となります。
- (3) 在職老齢年金および雇用保険の給付との調整で国の年金の全額または一部が停止されている場合は、「代行部分」についても同様に停止の対象となります。
- (4) 国から脱退手当金又は脱退一時金を受給されていた場合、当該脱退手当金又は脱退一時金の計算の基礎となった期間は厚生年金の被保険者でなかったものとみなされるため、当該期間に係る「報酬比例部分（代行部分）」についての給付は行われません。
- (5) 諸般の事情により、基金のご加入記録と国（厚生年金）の被保険者記録の整理が遅延した場合、代行相当給付の支給が遅れることがあります。
- (6) 現在、基金の年金振込口座と、国の年金振込口座について、別の金融機関をご指定されている場合は、国（日本年金機構）にご指定のお口座に振り込みされることとなります。

② 当基金からの最終の年金給付について

当基金からの年金のお支払いは平成 28 年 1 月分までで終了いたします。
これに伴い、平成 28 年 1 月分までの年金の最終給付の内容と支給予定日はあなた様の年金額
(年額) に応じて次のようになります。

	年 金 額 (支給年金額)	これまでの お支払月	最 終 給 付 の 内 容	最 終 支 給 予 定 日
(1)	90,000 円以上	2, 4, 6, 8, 10, 12 月の各月	平成 27 年 12 月分 ~ 平成 28 年 1 月分	平成 28 年 2 月 1 日
(2)	60,000 円以上 90,000 円未満	2, 6, 10 月の 各 月	平成 27 年 10 月分 ~ 平成 28 年 1 月分	平成 28 年 2 月 1 日
(3)	30,000 円以上 60,000 円未満	6, 12 月の 各 月	平成 27 年 12 月分 ~ 平成 28 年 1 月分	平成 28 年 3 月 1 日
(4)	30,000 円未満	2 月	平成 27 年 2 月分 ~ 平成 28 年 1 月分	平成 28 年 2 月 1 日

注)

- ※ 当基金に加入されている方で「基本年金」の支給が全額停止されている方には、「基本年金」についての最終給付は行われません。
- ※ 現況届を提出していないため、年金支給が止められている方は、至急、当基金清算事務局宛にご連絡いただいた上で、住民票を提出してください。

③ 国からの「報酬比例部分（代行部分）」の初回給付について

- (1) 国からの「報酬比例部分（代行部分）」のお支払いについて
平成 28 年 4 月 15 日に、平成 28 年 2 月～平成 28 年 3 月分の「報酬比例部分（代行部分）」が、従来の老齢厚生年金に合算され、初回給付が行われる予定です。
国（日本年金機構）において年金額の変更処理がされ次第、国（日本年金機構）からあなた様あてに「年金額改定通知書」および「年金振込通知書」が送付されますので、初回支払時期も含めて国（日本年金機構）から郵送されるお通知にてご確認ください。
 - ※ 国からの「年金額改定通知書」および「年金振込通知書」は、お支払間際にお手元に届く予定となっておりますが、4 月 15 日を過ぎてもお手元に届かない場合は、管轄の日本年金機構にお問合せ下さい。
 - ※ 諸般の事情により基金のご加入記録と国（厚生年金）の被保険者記録の整理が遅延した場合、代行相当給付の支給が遅れることがありえますのでご了承ください。
- (2) 受取（振込）口座について
解散後は、国（老齢厚生年金）にご指定の振込口座に支払われることとなります。
- (3) 年金給付に関する手続きについて
「報酬比例部分（代行部分）」は、老齢厚生年金に合算して給付されるため、お手続きの必要はありません。

- ※ 基金の解散に伴い、あなた様が基金や国（日本年金機構）に対して行っていただくお手続きは特にございませぬ。

④ 分配金のお支払いについて

最低責任準備金を国に返還した後、残余財産につきましては当基金の規約に基づき加入員・受給者・受給待期者の皆さまへ分配することとなっておりますが、残余財産の確定は清算事務局が終了（おおよそ1年半～2年半程度要すると見込んでいます）する半年ほど前になる予定です。

分配金の対象となる受給者の皆さまへは、清算事務局終了の10か月ほど前にご自宅へ詳しい案内文書を送付する予定ですが、残余財産確定前のご案内となりますので、金額につきましては、その時点での概算額をお知らせする予定です。また、下記の注意事項をご確認ください。

※ 分配金の詳細に関しましては、お支払い時に送付するご案内文書にてご確認をお願いいたします。

清算事務局にお問合せいただきましても、金額等の詳細につきましてはお応えできかねますのでご了承ください。

※ 加算部分を一時金でお受け取り済の方に関しましては、扱いが異なります。

※ 残余財産の確定前に、万が一、受給者の方がお亡くなりの場合には、給付を受ける権利をお持ちのご遺族がいらっしゃる場合にはご遺族にお支払いいたしますので、⑤に記載いたしましたお亡くなりのご連絡を基金宛にお届け下さいますようお願いいたします。

※ 一定額を超える分配金対象者の方につきましては、分配金のご請求と同時にマイナンバーのお届出が必要となります。対象の方に関しましてはご案内発送時に『個人番号（マイナンバー）届』を同封いたします。

※ 当基金から分配金お支払いのご案内がお手元に届きました後、清算事務局終了までに分配金をご請求されなかった場合は、支給額を法務局に供託いたしますので、請求のお手続きが煩雑になることが予想されます。また、基本情報の変更や、万が一お亡くなりの際に、⑤のお手続きをいただかなかった場合は、当基金からの郵便物が届かなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

⑤ 基本情報の変更（訂正）やお亡くなりのご連絡について

分配金のお支払いや、国との記録相違の解消の際に最新の情報を管理する必要がありますので、清算事務局終了までの間に氏名・カナ氏名・基礎年金番号・ご住所といった基本情報にご変更（訂正）があった場合、または万が一お亡くなりになられた場合は、基金宛にご変更のお手続きをお願いいたします。お亡くなりの方はご遺族の方よりお手続きをお願いいたします。

ご提出の際には「解散基金加入員関係事項変更（訂正）届」に必要事項をご記入、ご捺印の上、基金宛にご郵送ください。

様式は次頁の届出書をコピーしてご利用いただくか、基金ホームページよりダウンロードください。

基金ホームページアドレス 【 <http://www.525-kamotsukikin.or.jp/> 】

トップページ What's new の

『年金受給者様・年金受給待期者様・加入員様の各種変更手続き』よりダウンロード可能

< お問合せ先 >

神奈川県貨物自動車厚生年金基金 清算事務局

〒231-0015 横浜市中区尾上町 1-6 横浜関内ビル 3階

電話番号：045-662-1188

解散基金加入員関係事項変更(訂正)届

神奈川県貨物自動車厚生年金基金清算事務局 御中 下記のとおり変更(訂正)しましたので、お届けします

(フリガナ) 加入員氏名		加入員 印	○	性別	男 ・ 女
生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日	加入員番号 (受給権者番号)			

加入員お亡くなりのお手続きの場合は、
「加入員 印」欄へのご捺印は不要です。
変更後の内容欄の「遺族 印」欄へのご捺印をお願いいたします。

平成 年 月 日 届出

変更後の内容 (変更する項目の 符号を○で 囲んでください)	イ	(フリガナ) 氏名				
	ロ	住所	郵便番号 -	電話番号 ()		
	ハ	基礎年金番号	-	変更の理由	1. 日本年金機構の情報流出による基礎年金番号変更 2. 基礎年金番号を複数持っていたため、番号を統合 3. その他()	
	※ 基礎年金番号のご変更の際には、変更後の番号がわかる資料(年金手帳の写しや、通知書の写し等)をご添付ください。					
	ニ	加入員死亡	死亡した年月日	平成 年 月 日	遺族氏名	遺族 印
		遺族連絡先	郵便番号 -	電話番号 ()		

事務局記入欄

基金処理日	常務	事務長	課長	係

変更(訂正)届の送付先
〒231-0015
横浜市中区尾上町 1-6 横浜関内ビル 3 階
神奈川県貨物自動車厚生年金基金 清算事務局 宛

受付日付印

- ※ 基金解散後、清算事務局結了までの間に基本項目(氏名・カナ氏名・基礎年金番号・ご住所)にご変更があった場合やお亡くならりの場合は本用紙にて届出ください。
- ※ 変更の届出をいただかなかった場合、基金解散後に事務連絡等のご案内がお手元に届かない、またはお手元に届くまでに時間を要する可能性があります。